

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領を次のように定める。

令和8年4月1日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、造血幹細胞移植により、過去に接種した予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）で得た免疫が低下又は消失した者に対し当該定期予防接種の再接種費用を補助することにより、被接種者の経済的負担を軽減するとともに、感染症の発生及びまん延を予防することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要領による補助金の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 予防接種の再接種日において本市の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、20歳未満の者であること。
- (2) 造血幹細胞移植により、過去に接種した定期予防接種の予防効果が期待できないため、再接種が必要であると医師に認められた者であること。

(対象となる予防接種)

第3条 補助金の対象とする予防接種は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する疾病に係る予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定により適正に接種されたものであること。
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の10の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまでの間の接種であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、定期予防接種の再接種に要した費用とする。ただし、再接種日の属する年度において、市が委託契約医療機関との間で締結している契約に基づく委託金額に相当する額を上限とする。

(補助対象認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者又はその保護者（以下「認定申請者」という。）は、再接種を受ける前に山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しな

なければならない。ただし、再接種を受けようとする者が18歳以下の場合は、保護者が申請するものとする。

- (1) 山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定に係る意見書（様式第2号）
- (2) 母子健康手帳又はその他造血幹細胞移植以前の定期予防接種の履歴が確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助対象認定及び通知）

第6条 市長は、前条に規定する認定申請書の提出があったときは、当該認定申請書の内容を審査し、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定通知書又は山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象不認定通知書により認定申請者に通知するものとする。

（実施方法）

第7条 前条の規定による認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定された予防接種を補助の対象として再接種することができる。この場合において、認定者は、当該再接種を実施した医療機関にその要した費用を支払うものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第8条 前条の規定により再接種を受けた認定者であつて、補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、再接種日が属する年度の末日までに、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 再接種した医療機関が発行した領収書（接種対象者氏名、予防接種の種類、当該予防接種の費用、接種日、医療機関名等が記載されたもの）
- (2) 再接種したことが確認できる書類の写し（母子健康手帳、予防接種済証、予防接種予診票等）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付決定通知書又は山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) この要領の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。
- （その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
(対象認定の特例)
- 2 山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領の施行の日前に廃止前の山鹿市任意予防接種費用特別助成金支給要綱（令和元年山鹿市告示第16号）の規定により市長がした認定、交付、その他の行為は、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領の相当規定によりされたものとみなす。

(宛先)山鹿市長

〒
 申請者 住所： _____
 氏名： _____
 (接種対象者との続柄： _____)
 電話番号： _____

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定申請書

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領第5条の規定により、補助金の交付の対象となるための認定を受けたいので、次のとおり申請します。なお、当該予防接種について、必要な情報(疾病に状況等)があるときは、山鹿市がその情報を関係医療機関に問い合わせること及び実施医療機関に提供することに同意します。

接種対象者	住所	申請者と同じ 〒 山鹿市
	氏名	ふりがな
	生年月日	年 月 日生 (満 歳 か月)
再接種を行う 予防接種の種類		
接種予定医療機関		(医療機関名)
		(住所)
		(電話番号)

【注意事項】

- 1 補助の対象となる予防接種は、過去に定期予防接種として接種済みの予防接種に限ります。
- 2 予防接種法施行規則第2条の10の表に掲げる特定疾病に係る予防接種についてはそれぞれ定められた年齢に達するまでの間の接種に限ります。
- 3 この申請により再接種する予防接種は、任意接種となります。
- 4 この申請により接種対象者として認定する前に再接種した予防接種は、補助の対象になりません。

【提出書類】(受付者 _____)

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定に係る意見書(様式第2号)
 母子健康手帳又はその他造血幹細胞移植以前の定期予防接種の履歴が確認できる書類の
 写し

本人確認書類(接種対象者及び申請者)

（宛先）山鹿市長

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助対象認定に係る意見書

造血幹細胞移植により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できない者について、この度、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。なお、再接種の必要性及び副反応については、十分に説明し、本人も了承しています。

記

接種 対象 者	住 所	山鹿市	
	氏 名	ふりがな	
生年月日	年 月 日 生（満 歳 か月）		
接種済みの定期 予防接種の予防 効果が期待でき ないと判断する 理由	疾病名		
	理由		
再接種を行う 予防接種の種類			
（医療機関名） （所在地） （電話番号） （医師の署名または記名捺印）			

(宛先) 山鹿市長

申請者 住所： _____
 氏名： _____
 (接種対象者との続柄： _____)
 電話番号： _____

山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付申請書兼請求書

私は、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金について、山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金交付要領第8条の規定により、次のとおり申請しますので、下記の口座に振り込んでください。なお、必要があるときは、下記の事項について山鹿市が再接種を実施した医療機関に確認を行うことに同意します。

接種対象者	住所	申請者と同じ 山鹿市		
	氏名			
	生年月日	年 月 日生 (満 歳 か月)		
予防接種名	接種年月日	接種費用 (支払った額)	山鹿市記入欄	
			補助上限額 (山鹿市委託料)	申請金額 (と 少ない額)
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
補助申請合計金額			円	

振込先	金融機関名		支店名 <small>ゆうちょ銀行は不要</small>		口座種別 <small>ゆうちょ銀行は不要</small>	普通
	フリガナ 口座名義人		口座番号	ゆうちょ銀行以外	ゆうちょ銀行(記号 - 番号)	
					-	

申請者本人と口座名義人が異なる場合は、下記の委任状に記入してください。

委任状	
山鹿市造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用補助金の受領については、上記の口座名義人に委任いたします。	
年 月 日	委任者(申請者)氏名 _____

【提出書類】

再接種した医療機関が発行した領収書(接種対象者氏名、予防接種の種類、当該予防接種の費用、接種日、医療機関名等が記載されたもの)

再接種したことが確認できる書類の写し(母子健康手帳、予防接種済証、予防接種予診票等)

本人確認書類(接種対象者及び申請者)
 振込先金融機関口座が確認できる書類等